

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA県立B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月31日から同年6月1日まで

私は、A県立B事業所には、昭和40年4月1日に臨時職員として採用され、同年6月1日に正規職員となるまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務について、A県から提出された申立人のA県職員履歴書を見ると、前歴欄に「40/3/10～ A県立B事業所（日々雇用）」、履歴事項欄に「昭和40.6.1 A県C職を命ずる」と記載されており、一時解雇又は退職した形跡は無い。

また、申立人と同時期にA県立B事業所において、正規職員として勤務していた同僚3人は、それぞれ、「申立人は申立期間当時、継続して勤務していた。」旨供述している。

さらに、A県総務部D課の担当者は、「臨時職員から引き続き正規職員に採用した場合は、臨時職員期間が退職手当の算定対象期間に含まれることになる。」と供述していることから、申立人の退職手当の支給記録を見ると、臨時職員期間が同手当の算定対象期間に含まれていることが確認できる。

これらを併せて判断すると、申立人はA県立B事業所において申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人の臨時職員から正規職員となる際の厚生年金保険の被保険者記録について、現在のA県総務部D課の担当者は、「担当者によって、あるいは時期によって取扱いに違いがあったのかは不明であるが、手当の関係で、1日空けて採用していたことがあったことを複数の者から聞いている。」と供述しているが、申立期間当時、A県立B事業所において正規職員の給与事務を担当していたと供述している同僚は、「臨時職員を正規職員として採用する場合、1日空ける取扱いは聞いたことが無い。」と供述していることから、オンライン記録において、A県立B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年6月1日から61年6月2日までの期間に、同事業所において同保険の被保険者資格を取得している500人中、同保険の被保険者資格喪失後に共済組合員の記録が確認できる75人について見ると、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、1日空けて共済組合員となっているのは、36年7月31日に同保険の被保険者資格を喪失した1人及び申立期間における申立人を含めた8人、並びに50年7月31日に3日空けて共済組合員となっていることが確認できる1人であり、他のすべての被保険者については、同保険被保険者の資格喪失日に共済組合員の資格を取得していることが確認できる。

加えて、A県立B事業所と同様に、A県立のE事業所、F事業所及びG事業所のオンライン記録から、E事業所については、昭和35年4月1日から47年3月1日までの期間、F事業所については、35年3月1日から63年11月1日までの期間及びG事業所については、35年1月1日から59年4月5日までの期間に、それぞれ厚生年金保険の被保険者資格を取得している100人のうち、E事業所の26人、F事業所の15人及びG事業所の24人については、同保険の被保険者資格喪失後に共済組合員の記録が確認できるが、ほぼすべての被保険者が厚生年金保険被保険者の資格喪失日に共済組合員の資格を取得していることが確認できる。

これら関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA県立B事業所における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は

保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月31日から同年12月1日まで

私の夫は、昭和22年5月1日にA社に入社し、47年に定年退職するまで同社で勤務し、23年4月1日から同社C支店に異動した24年11月10日までの期間については、同社B支店D事務所において継続して勤務していた。

申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、事業所からの回答書及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間を含めた昭和23年4月1日から24年11月10日までの期間、A社B支店において継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の総務課担当者は、「申立人が勤務しているとすれば、申立期間も給与は支払われ厚生年金保険料も控除されていたと考えられる。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和23年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について昭和23年12月1日と届出を行うべきところ、誤って同年10月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年9月24日に、資格喪失日に係る記録を4年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月24日から4年4月1日まで

社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社で勤務していた平成3年9月24日から4年4月1日までの期間の厚生年金保険の記録が無いとの回答をもらった。

当該期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社員名簿及び申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「A社には契約社員として入社したが、申立期間において、仕事内容及び勤務時間は正社員と変わりがなかった。」と主張しているところ、申立期間当時、申立人同様、契約社員として入社した従業員6名には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在していることが確認できることから、同社は契約社員として従業員を採用した場合においても、厚生年金保険に加入させる取扱いにしていたものと推認でき、申立人だけが、厚生年金保険に未加入とされている理由は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成3年9月24日に国民年金被保険者資格を喪失し、4年4月1日に同資格を再度取得した後に、3年10月の国民年金保険料を4年7月8日に還付されていることが確認できると

ころ、申立期間当時、当該還付処理を行ったB年金事務所（当時は、B社会保険事務所）は、「当時の担当者がいないので、どのような取扱いであったかは分からないが、一般的に、厚生年金保険に加入している事実を確認した上で、国民年金との期間重複が発生すれば、記録を訂正し、国民年金保険料を還付している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る雇用保険の求職者給付情報における離職時賃金日額から判断すると、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、現在の事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年9月から4年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

年金事務所で年金記録の照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険に未加入となっている旨の回答をもらったが、昭和47年5月にA社に入社し、申立期間においても継続して勤務していたので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の在籍期間証明書、雇用保険の加入記録及び申立期間当時、同社D営業所で一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社D営業所から同社E営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、申立人は、A社D営業所での勤務期間については、同社C支社で、同社E営業所での勤務期間については、同社本社でそれぞれ厚生年金保険に加入しているところ、同社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページとその前後のページに記載されている男性被保険者で、オンライン記録上、同社C支社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に、同社本社で同資格を再取得していることが確認できる38人のうち、30人が1日付けで同資格を喪失すると同時に同社本社で再取得しており、申立

期間において、同社は従業員が転勤する際、一般的に1日付けで同資格の喪失及び取得の届出を行う取扱いとしていたことがうかがえることから判断すると、申立人についても、異動日を昭和49年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和49年6月の随時改定の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年11月21日から57年2月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を56年11月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和56年11月21日から57年2月22日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月ごろから57年2月22日まで

ねんきん特別便によると、A社での被保険者資格取得日が昭和57年2月22日になっているが、私が入社したのは、53年9月ごろだったと記憶しており、同社での賞与明細書と積立金の通帳があるので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述及び申立人から提出のあった預金通帳の記録から、申立人が申立期間において、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出のあったA社における昭和57年の夏季賞与明細書には、12月から5月までとの記載があり、この記載内容について、申立期間当時、同社の役員で、その後事業主となった者は、「賞与の査定期間は、6か月であり、その間正社員として在籍している者に支給していた。賞与明細書に記載された『12月から』とは、給与の締切日の関係から、11月21日を指している。」と回答していることから、申立人は、少なくとも56年11月21日には正社員であったことが認められる。

さらに、前述の、後に事業主となった者は、「パート従業員は、社会保険

に加入させていなかったが、正社員は、社会保険に加入させていた。」と供述しており、昭和 56 年 11 月 21 日以降について、申立人の勤務形態に特段の変更があったとの同僚の供述も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 56 年 11 月 21 日から 57 年 2 月 22 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 56 年 11 月 21 日から 57 年 2 月 22 日までの期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における 57 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は、既に死亡しており供述を得ることができないものの、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 57 年 2 月 22 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 56 年 11 月から 57 年 1 月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 53 年 9 月ごろから 56 年 11 月 21 日までの期間における申立人の勤務実態については、複数の同僚が、「パート勤務者が多数いた。」旨供述しており、そのうちの一人の同僚は、「申立人は、4 時ごろ退社していた。」と供述していることから、正社員としての勤務の実態を確認することができない。

また、A 社は解散しており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、前述の、後に事業主となった者は、「資料は残っていない。」と供述していることから、当該期間の厚生年金保険の取扱いに関する供述や厚生年金保険料控除を確認できる関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の昭和 53 年 9 月ごろから 56 年 11 月 21 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 53 年 9 月ごろから 56 年 11 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から 62 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間の国民年金保険料が未納であるとの回答を受けたが納得できない。

申立期間は学生であったため、母親が国民年金の手続をしてくれた。母親が亡くなったため、詳しいことは分からず、当時の年金手帳や領収書等も手元にないが、申立期間について国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、ほかに申立人及びその母親が国民年金の加入手続をした事情はうかがえない上、オンライン記録によると、申立人は平成 9 年 3 月 21 日に第 3 号被保険者資格取得手続を行った際に、申立期間である昭和 61 年 2 月にさかのぼって強制被保険者として資格を付与されていることが確認でき、この時点では、申立期間に係る保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付手続を行ったとされる申立人の母親は死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間当時、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年8月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

平成4年4月に勤務していた事業所を退職し、母親から国民年金保険料を納付しないと、将来受給する年金額が減ると聞き、A市役所で国民年金の加入手続をした。保険料については、無職だったため金額が高いと感じたが、自宅近くのB町郵便局で納付したと思う。

第3 委員会の判断の理由

現在確認できる申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成8年5月以降に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金被保険者資格取得は同年3月とされていることから、未加入期間となっている申立期間について保険料を納付することはできなかったと考えられる上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、A市においては、申立人の主張する郵便局での納付はできなかったことが確認できるなど、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等についての記憶は曖昧である上、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付について、具体的に記憶していないが、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、すぐに国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料も納付していたので、申立期間についても同様に適切に加入及び納付手続きを行っているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 4 月ごろに払い出されており、申立期間は任意加入対象期間（60 年 1 月及び同年 12 月を除く。）であったことから、手帳記号番号の払出時点において、制度上、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付に関する具体的な記憶が無いとしていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

私は、A社を昭和 43 年 2 月末に退職した後、1日も空けずにB社で働くようになった。

しかし、私のB社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、就職した翌年の昭和 44 年 10 月 1 日となっているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、B社において厚生年金保険の被保険者記録の確認できる同僚及び同社でアルバイトをしていた同僚の供述から、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社から提出された申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格および標準報酬決定通知書」において、申立人の被保険者資格取得日は、昭和 44 年 10 月 1 日となっていることが確認できる上、同社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険に加入していなければ、同保険料は給与から控除しない。」と供述している。

また、B社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、申立期間当時、夜間高校に通いながら働いていたと思う。」と供述しているところ、同社の事業主は、申立人について、「正社員として採用したと思うが、1年程度はパートのような扱いにしていたかもしれず、雇用形態は分からない。」と供述している。

さらに、B社の事業主は、「申立期間当時の関連書類は提出した被保険者資格の取得に関する届出書以外は、何も残っていない。」と回答しているこ

とから、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料を得ることはできない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和42年4月1日から申立人の被保険者資格取得日である44年10月1日までの期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 5 月 20 日まで
② 昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 5 月 31 日まで

私は、前職の A 社を退職した後、B 社の社長に誘われ、昭和 42 年 10 月 1 日から 44 年 5 月 31 日までの期間、同社で営業として働いていた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、B 社に係る厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 43 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日までの数日間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張している B 社の登記簿を見ると、同社は、昭和 42 年 12 月 10 日に社員総会の決議により解散していることが確認できるが（申立期間当時の同僚の供述から、同社はその後も事業を継続していたと推認でき、登記簿においても 46 年 8 月 15 日に会社継続となっている。）、申立人は当該解散の事実を承知しておらず、また、「私が同社で働くようになった時、事業主の子息は既に働いていた。」と主張しているところ、申立期間当時の事業主の子息は、43 年 2 月 22 日まで、同社以外の事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が 44 年 7 月 1 日から確認できる C 社（現在は、D 社）の担当者は、「当社が把握している申立人の当社入社日は、44 年 3 月 13 日である。」と供述していることから判断すると、申立人の B 社における勤務期間は、長くとも 43 年 2 月 22 日から 44 年 3 月 13 日までの期間内であることがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、B 社で勤務していたと供述している同僚 4 人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立期間当時の事業主の子息は、「申立人を知っているが申立人は父の知人であり、申立期間当時、月に 1、

2回会社を訪れて、父と話をしていたことを記憶しているが、申立人の雇用形態や勤務期間は分からない。」と供述している上、申立人が営業先として回っていたと主張している事業所数社も「申立期間当時のことは分からない。」、「申立人の氏名を覚えていない。」旨供述していることから、申立人のB社における勤務期間及び勤務実態に関する供述を得ることができない。

また、事業所索引簿において、B社は、申立人が同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失している昭和43年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

さらに、B社は、平成9年6月3日に解散し、登記簿も閉鎖されていることが確認できる上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、事業主の子息は、「申立期間当時の関連資料は無い。」と供述していることから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実及び申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 10 月 1 日から 24 年 4 月 30 日まで
② 昭和 24 年 6 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
③ 昭和 26 年 4 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 5 月 31 日まで
⑤ 昭和 37 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

ねんきん特別便により、私の複数の事業所での勤務期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。申立期間①のA事業所では、中学校に通いながら働き、経営者一家のことや工場責任者も覚えている。同様に、申立期間②のB事業所でも給食用のパンを作っていたし、配達先を覚えている。中学校卒業後すぐに、申立期間③のC事業所に入社し、Dに入社するまで3年間住み込みで働いた。Dを辞めた後、職業あっせん業者の仲介で申立期間④のE事業所に採用され、和菓子の製造及び店頭販売などを行っていた。郷里に戻ってからは、近所の旧知の男性と一緒に申立期間⑤のF事業所に入社し、作業現場も覚えている。これらの5か所の事業所で働いた期間を厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の申立期間当時の事業主は死亡しており、申立人も同僚の氏名を完全には覚えていないため、申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱い及び申立人の当該事業所での勤務実態に関する供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 31 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる上、申立人は、申立期間当時、義務教育期間中であることから、当該事業所が、申立人の厚生年

金保険被保険者資格に関する届出を社会保険事務所（当時）に行くことは考え難い。

申立期間②について、B事業所の申立期間当時の事業主は、「当時は、従業員の入退社が頻繁にあったため、申立人が勤務していたか否か不明である。」と供述しており、申立人も同僚の氏名を記憶していないため、申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱い及び申立人の当該事業所での勤務実態に関する供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、B事業所は、昭和31年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる上、申立人は、申立期間当時、義務教育期間中であることから、当該事業所が、申立人の厚生年金保険被保険者資格に関する届出を社会保険事務所に行くことは考え難い。

申立期間③について、供述を得ることができたC事業所（現在は、G社）の申立期間当時の従業員二人は、「申立期間当時、数人がH県から働きに来ていたが、申立人の氏名には聞き覚えが無い。」、「申立人が、同事業所で勤務していたか否かは分からない。」とそれぞれ供述している上、当該事業所の現在の事業主は、「申立期間当時の人事記録等は一切残っていない。」と回答しているため、申立人が、申立期間において当該事業所で勤務したことを確認することができない。

また、申立人は、「C事業所に勤務した期間は、18歳になった後の2、3か月間ぐらいだった。」と主張を変更しているところ、前述の従業員二人のうちの一人名は、「申立期間③当時、同事業所では、入社してから3か月は厚生年金保険に加入させない取扱いが行われていた。」と供述している。

申立期間④について、申立人は、E事業所（現在は、I社）での業務内容及び近隣の様子などを詳細に記憶しており、当該事業所の現在の事業主の供述内容と一致している点が多々みられることから、申立人は、申立期間において、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、E事業所は、昭和57年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる上、当該事業所の現在の事業主は、「申立期間当時は、社会保険適用事業所ではなかったため、従業員に個人で国民健康保険等に加入してもらっていたはずである。社会保険適用事業所になる以前に、従業員の給料から保険料を控除した事実はない。」と供述しており、申立人が氏名を記憶している同僚（故人）の妻は、「夫も、同事業所で勤務していたのに、厚生年金保険被保険者とされていなかったため、当時の事業主に確認したが、『個人商店であったから社会保険は掛けていない。』と言われた。」と供述している。

申立期間⑤について、申立人は、「F事業所（現在は、J社）が受注した商店街のアーケード設置作業及び企業の新工場建設現場で、溶接等の作業を

行っていた。」と主張しているところ、同社の複数の同僚が、同社が申立人の主張と一致する業務を受注したことを記憶していることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が、F事業所に一緒に入社し、同職種であったとする旧知の間柄の男性について、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該男性は、同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できない上、同社の現在の事業主は、「申立期間当時は、すぐに辞める者が多かったため、入社後3か月たってから社会保険に加入させていた。」と供述しており、前述の同僚の一人は、「同社は、入社した者について、1か月から数か月の間、社会保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 18 日から同年 11 月 18 日まで
② 昭和 37 年 11 月 21 日から 38 年 12 月 30 日まで
③ 昭和 39 年 5 月 1 日から 44 年 3 月 21 日まで

60 歳の時、年金を受給するため、社会保険事務所（当時）に行ったところ、厚生年金保険に加入した期間について、「既に脱退手当金が支給されているので年金として受給できない。」と言われ、初めて脱退手当金制度があることを知ったが、そのままにしておいた。65 歳になって再度、社会保険事務所に行った際、年金記録に納得できない場合、第三者委員会に申立てができることを知った。A 社を退職した後に脱退手当金を受領したという記憶が無いので詳細な調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 6 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 3 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 10 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、そのうち 6 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人と同様に資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立期間当時の同社本社の人事課長代理は、「申立期間当時、退職者（特に女性）に対し脱退手当金について説明を行い、本人の支給申請の意思を確認した上で、代理請求を行っていた。」と供述しており、上記の脱退手当金支給記録が確認できた同僚 6 人のうち 1 人は、「退職の際、同社から脱退手当金についての説明を受け、代理請求もしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性

が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月 7 日から 58 年 1 月 20 日まで

私は、A事業所の開設当初から正社員として勤務形態の変更も無く、継続して勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶は無いが、厚生年金保険の適用が無い事業所に勤務することはなかったので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立期間の一部である昭和 57 年 8 月 23 日から同年 11 月 2 日までの期間において、申立人のA事業所に係る被保険者記録が確認できること、及び申立期間に在籍していた複数の同僚や申立期間当時、同事業所の経理担当であった事業主の妻の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立期間ころ、申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所の事業主の妻は、「当事業所の開設は昭和 57 年 8 月 23 日であり、当事業所が厚生年金保険の適用事業所となる同年 11 月 1 日までは、その要件である 3 か月の給与支払実績の要件を満たすための準備期間であり、この間は保険料を控除していなかった。」と供述している上、同年 11 月 1 日以前から勤務していた同僚 3 人は、「当該期間は厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨供述しており、そのうち 2 人は、「同事業所が厚生年金保険の適用事業所となるための準備期間であるとの説明を同事業所から受けた記憶がある。」旨供述している。

また、A事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格確認標準報酬決定通知書には、昭和 57 年 11 月 4 日付け社会保険事務所（当時）確認済みとして申立人の氏名が取り消されていることから、その理由は確認で

きないものの、当初、申立人は同年11月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得する予定であったが、何らかの事情により資格取得に関する届出が取り下げられた結果、同資格を取得しなかったと考えられ、申立人の同事業所における雇用保険の記録が同年11月2日離職となっていることとも整合している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。